

論 說

ドイツ連邦共和国と大統領制

兵 藤 守 男

目 次

はじめに

一 基本法と大統領制

二 歴代の大統領

おわりに

## はじめに

ヴァイツゼッカー前大統領 (Richard von WEIZSÄCKER) が終戦四〇周年記念で行った演説は、日本でもよく知られている。この演説は、ドイツ連邦共和国の順調な政治運営の賜物でもあった。戦後ドイツ政治に及ぶ点が与えられるならば、政治的安定が「実効部分」による政策だけでは達成されない以上、「尊厳部分」を担ってきた大統領制の考察が必要となる。しかし、ボン大統領制の研究蓄積は乏しく、標準的な概説書にも言及は少ない。<sup>(1)</sup> 研究や叙述の対象として軽視されるのは、「象徴大統領」<sup>(2)</sup>とも呼ぶべきこの大統領職の権限や役割、機能が見えづらからかも知れない。これについて、例えば、基本法の最終案を起草した一人であるブレントナー (Heinrich von BRENTANO) は、大統領府の組織構成に関連して、次のように報告した。<sup>(3)</sup>

「前述の規定によれば、大統領には、どちらかといえば形式的にはあっても、政府の形成やその職務遂行に関わる権限が与えられているように見える。実際には、ワイマル憲法下の大統領に比べ、この大統領の権限は意図して制限されたのである。しかしながら、形式上合法的に付与された権限の枠を超えて、大統領が連邦政治に実質的な介入を行いうるのも確かである。大統領は、制度の本質からして当然のことだが、国際法上対外的に連邦を代表するだけでなく、ドイツ国民やドイツ諸州に対しても共和国を代表する。また、その職務権限から憲法を擁護し、また公共道徳、国民の榮譽や福祉など成文規定を超えて妥当する規範を擁護する。このことが個々の規定に書かれていないとしても、こうした大統領の義務や権利は、基本法五六条に規定されている大統領の職務宣誓から生まれ

るものである。「中略」この宣誓の文言は、上述した大統領の権利や義務が認められて初めて意味を持つ「からである」。大統領には、こうした崇高な義務があるため、公共生活の様々な領域で代表機能を果たすことになる。その機能は個別に挙げられないほど多い。大統領は、最も広い意味でのドイツ政治について、途絶えることなく、また余すところなく、情報を与えられて初めて、その高貴な職務を果たし得る。従って、政府の活動と意図について、さらに連邦議会及び参議院の活動について、またドイツ諸州の政治「運営のあり方」について、常に情報を入手する権利を有する。大統領には、高等弁務官の政策方針や当該占領国が採る指針について絶えず情報が与えられなければならない。そして、およそ可能な限り、東側のドイツの現状についても同様である。最後に外交その他重要な事柄についても情報が提供されねばならない」。

基本法上、大統領には権限が与えられているように見えるが実際には制限されている、とはいえ、非常に広範な役割や機能を担っていると要約しても、かえってわかりづらいただけだが、ここにボン大統領制の特色がある。当然のことながら、大統領の役割イメージが確立するまでには、数多くの試行錯誤があった。本稿では、主に西欧の現行制度や過去の類似する制度を比較参照し、<sup>(4)</sup>ボン大統領制の特色を考察する。なお、紙幅に制限があるため、文意を損なわない範囲で、以下、国名、州名、政党名、職名などに省略語を用いる。<sup>(5)</sup>

## 一 基本法と大統領制

大統領制という概念は、二つの異なった文脈で用いられるため、混乱を招くことがある。一つは政治体制の分類と関連し、(立憲)君主制の対比概念として用いられる。君主制と共和制の択一、国家意思形成の方法、あるいは主権の所在を重視した独国法学の議論が下敷きとなっており、国民主権が一般に認められている現代では尊厳部分の類型にあたろう。第二は、政府形態の分類と関連し、大統領制は議院内閣制の対比概念として位置づけられる。いわば実効部分の類型にあたり、両者を分ける基準は、行政府の構成、行政府と議会との関係などである。こうして大統領制の議論には、(立憲)君主制と議院内閣制の双方を比較対象とする必要がある。

この分類を組み合わせると、(立憲)君主制＋議院内閣制、大統領制＋議院内閣制、大統領制(のみ)の三類型が考えられる。但し、実効部分を大統領と議院内閣が共同して行使する場合は(9)四通りとなる。(7)この四類型を順に、立憲君主制、象徴大統領制、執政大統領制、半大統領制と当面名付けておくと、現行の英、独、米、仏の制度が各々の代表例となる。

ボン大統領制の特色を述べるには、この四類型を念頭に置いて、まず分類基準について整理しておくのが順序である。立憲君主／大統領が憲法典の中でおかれる場所には、議会や政府との前後関係で違いが見られる。(9)就任条件としては、被選出資格や、憲法への忠誠などを内容とする宣誓の義務が、また就任中の規定として、職務履行不可の場合の代行者規定や歳費が挙げられる。(12)一方で、制度の特性上生じる相違点がある。世襲制が原則である立憲君

主制とは異なり、大統領は国民ないし議会によって選出され、通常任期があり、再選規定が設けられている<sup>(16)</sup>。大統領の選出権者が、国民と議会の場合では、政治的意味合いが異なり、後者の場合、大統領は議院内閣よりも、民主的正統性が高いと主張されることがある<sup>(17)</sup>。また、原則無答責である立憲君主とは異なり、大統領制には、各種の弾劾訴追制度が設けられている<sup>(18)</sup>。

立憲君主／大統領は、国民統合と国家統一を代表ないし象徴すると明示され、元首 (Head of State) であるとの規定が多い<sup>(20)</sup>。代表、象徴、元首はいずれも君主制の議論と関わる。大統領にはそもそも「代替君主 (Ersatzmonarch / Prince)」としての役割期待があるからであり、あるいは国際法上対等な国家間で、国家を代表する君主と同じ礼遇を大統領に与えるために元首という言葉が使用されたという経緯もある。これらの概念が何を指すかは必ずしも明確ではないが、いずれの場合も国家を具体的な人物によって表象することが選択されているといえよう<sup>(23)</sup>。対外的な代表機能に対応する憲法上の規定として、外交団への信任授与や外交使節の接受あるいは条約遵守の表明が挙げられる<sup>(24)</sup>。国内における代表機能には、恩赦・減刑や栄典授与の権限があり、立法や任命に最終的な正統性を与える認証行為がある<sup>(27)</sup>。また、類似したものに、議会の開閉会、選挙・国民投票の告示といった儀礼行為がある。以上の点では、四類型に共通する規定が多い。

他の国家機関との関係については、四類型に大きな違いがある。議会の召集・解散、法案提出<sup>(32)</sup>、議会で可決された法案の差し戻し<sup>(33)</sup>、教書送付<sup>(34)</sup>、立法<sup>(35)</sup>、国事行為と副署<sup>(36)</sup>、行政<sup>(37)</sup>、閣議の召集・主宰<sup>(38)</sup>、首相・大臣・長官・次官の任免<sup>(39)</sup>、議員の任命、公務員 (文官・武官) の任免<sup>(41)</sup>、司法<sup>(42)</sup>、外交・条約<sup>(43)</sup>、軍隊指揮<sup>(44)</sup>、宣戦布告・講和<sup>(45)</sup>、緊急事態・戒厳令布告<sup>(46)</sup>、憲法改正における役割などが主な判断基準となる。

以上の四類型と分類基準を勘案すると、大統領制の典型例と見なされがちな米型の執政大統領制は、近年政治体制の改革が進められている東欧<sup>(48)</sup>を含めても、ヨーロッパでは少数であること、ボン大統領制の考察には、むしろ立憲君主制と比較する方が理解が捗ることがわかる。

第二次大戦後刷新された政治制度の中で、「ワイマルの教訓」が最も濃厚に顕れているのは、大統領制だとの指摘がある。<sup>(49)</sup>ワイマル大統領制<sup>(50)</sup>の不人気は、議会に対し責任を負わないにもかかわらず、閣僚任免権・議会解散権・外交権・軍隊指揮権・緊急立法権など、広範な権限が与えられていたからというよりは、第二代大統領ヒンデンブルクの議会対策や人事采配がヒトラーの抬頭を招いたからだろう。そしてこの大統領制の欠陥解消が戦後憲法作成の指針となった。

一九四五年から四九年までのいわゆる占領期、新たな国家体制のあり方を討議すべく設置された独側の公式協議の場は、憲法制定評議会 (Parlamentarischer Rat) 経済評議会 (Wirtschaftsrat) 及び州首相会議 (Ministerpräsidentenkonferenz) であり、<sup>(51)</sup>ここで政党や州を代表する政治家・官僚が、専ら英仏米の占領政策に配慮しながら、公式制度の作成に携わった。この中で大統領制は、基本法の草案をたたき台として主に憲法制定評議会<sup>(51)</sup>で議論される。制度改革の論点は二つあり、第一は、大統領制採用の是非、第二は、採用する場合、大統領にどの程度の権限を与えるかであった。独は分断国家・暫定国家であるから大統領制は当面不要であるとするSPDの主張、米型の大統領制導入を主張するFDPの案、基本法のたたき台となったヘレンヒムゼー草案作成で挙げられた宰相、連邦議会議長、参議院議長<sup>(51)</sup>の三名が合議で大統領の役割を担うとする案は、いずれも否決された。こうして、ワイマル大統領に与えられていた権限の多くを議会や政府・宰相に移し、大統領は連邦を代表する儀礼的ない

し象徴的存在だという合意が基本法に組み込まれることとなった。

議会と対置させるため、国民投票で選んでいたワイマルと異なり、ボン大統領は、連邦議会議員と、州議会が選ぶ者から構成される連邦会議（Bundesversammlung）<sup>(53)</sup>によって選出される。州議会の代表者に表決権の半数が与えられる点に連邦主義が反映している。就任資格はワイマルなど他の大統領制と大差ない。任期はワイマルより短縮されて五年で、再選も一度に限定された。大統領は、就任に際し、連邦議会議員及び参議院議員の面前で、「国民の幸福〔追求〕に全力を捧げ、その利益を増進し、損害を防ぎ、基本法および連邦法を遵守し、かつ擁護し、良心に従い自らの義務を果たし、すべての人に対し、正義をなすことを私は誓う。神よ、見守り給え」との宣誓を行う。宣誓内容はワイマルとほとんど変わらず、ただ宣誓の相手が下院ではなく、両院であることが特徴となっている。ワイマルと同様、大統領が元首であると明示する条文は存在しないが、大統領は国際法上連邦<sup>(54)</sup>を代表するとあり、連邦の名において外国と条約を締結し、使節を信任し、接受するので、元首と見なされている<sup>(55)</sup>。代表としての地位から、兼職が禁じられているが、ワイマルより就業禁止範囲は広くなっている。恩赦ないし減刑の権限が付与されている<sup>(56)</sup>点は、ワイマルと同様である。

実効部分の役割はかなり制限されている。「ヒンデンブルク＝シヨック」から、議会の解散権や法案の拒否権は制限され、緊急時の立法権限も認められていない<sup>(57)</sup>。なお、後述するように、法令に対する審査権の有無が問題となった<sup>(58)</sup>。また、大統領の命令や処分には、宰相や大臣の副署が必要となっている。明文規定はないものの、<sup>(59)</sup>議会に対して責任を負うのは大統領ではなく、政府であるため、国家元首としての決定は副署をする者がその責任を負うが、訴追制度は存在する。行政上の権限も著しく制限されている。連邦直属官庁の組織権限は与えられず、比較的元首

に認められることが多い軍の最高指揮権も、平時には国防相に、戦時には宰相にある。仏③、仏④のように、閣議に議長として出席することはないが、政府の構成に関わる権限は与えられている。宰相指名は連邦議会に委ねられ、大統領には宰相候補の提議権があるだけだが、言い換えれば、連邦議会が宰相選出能力を失っている場合には、宰相の選出は大統領の提議に委ねられることになる。また、宰相辞任の場合に、総選挙後新宰相が任命され、その候補者が連邦議会の過半数の支持を得られない場合、その候補者を任命する必要はないため、大統領に裁量の余地が残されている。宰相の提議に基づき、大臣を任免するが、宰相の提議を拒否できるかについては、明文上の規定を欠く。<sup>(62)</sup> 官吏や裁判官の任免権が与えられているが、<sup>(63)</sup> 任免に際し実質的な審査権があるかどうかは規定がない。

以上のように、ボン大統領に与えられた権限を一覧すると、冒頭のプレントナーの発言も納得できよう。大統領の役割は、国家を代表し、他の国家机关に助言を与え、あるいは調停ないし仲裁することである<sup>(64)</sup> という風に要約できるとしても、基本法上帰属機関が明示されない権限が少なくなく、他の国家机关や政党が機能しない場合には、積極的な関与が期待されているともいえよう。その反面、ボンの「中立権力 (pouvoir neutre)」<sup>(65)</sup> は大統領ではなく、憲法裁判所<sup>(66)</sup> ので、大統領が特定政党の支持者となる危険性があり、例えば、法律は副署の後、大統領によって認証されるとする規定も問題があるといった批判が生まれる。<sup>(69)</sup> 中立権力として想定されている憲法裁判所にしても、その裁判官人事はまさに政争の産物であるから、中立権力の想定自体がナイーブだという反批判は可能ではあつても、この種の批判に曝されやすい点に、ボン大統領の置かれた立場が示されている。こうして、権限帰属のグレイゾーンや重大な法案・人事をめぐって、大統領と両院あるいは政府・宰相との間に、数々の紛争が起こることになる。そこで、章を改めて、歴代大統領の簡単な伝記を交えて、象徴大統領制の運用経過について述べる。なお、一



九四九年以降七名が大統領職に就任しているが、本稿では一九九四年に就任した現大統領（Roman Herzog）を除く、六名を取り上げる。

## 二 歴代の大統領

初代宰相アーデナウアー（Konrad Adenauer）が宰相民主主義と呼ばれる政治指導スタイルを築いたとされるように、初代大統領ホイス<sup>(71)</sup>（Theodor Heuss）が二期一〇年の在職中に大統領のイメージをつくったという評価が一般にある。終戦直後人材難の中央政界にあって、銓衡過程で挙げられた候補者の中では、エーベルト、ヒンデンブルクと較べれば、文化人の抜擢は幾分意外であったにしても、ホイスは周辺諸国からの信頼回復が急がれた新しい共和国の代表にふさわしい人物だと見なされていた。一八八四年西南独に生まれ、民主派を代表するナウマン（Friedrich Naumann）主宰の雑誌編集に携わり、伝記作家としても知られ、帝国議会議員（民主党）の経験もあった。占領期には、BW州マイヤー（Reinhold Maier）内閣の文相に就任、大学でも教鞭をとり、FDP系諸政党の代表となる。憲法制定評議会では、目立つ存在ではなかったにせよ、「良識の声」<sup>(73)</sup>だとの評判はあった。とはいえ、ホイスの大統領選出はすこぶる政党政治の産物であった。

第一回連邦議会選挙は、社会主義ブームに影響された結果予想を覆し、CDU及びその地域姉妹政党であるCSUが第一会派となった。当初CDUの党内情勢は流動的であったが、すでにCDU代表の地位を占めていたアーデ

ナウアーは、宰相就任への了解を得るため、レーンドルフにある私邸に党内有力者を招いて会議を開き、「アーデナウアー宰相・ホイス大統領」案を提示して、ホイス個人への批判や第三党から大統領を出すことへの疑問を抑え、党内有力者の了承を得た。<sup>(74)</sup> 一方で、党内には、英占領地区を中心に、州政治家や労働組合関係者らがSPDとの大連合路線を模索しており、アーデナウアー宰相案を認める代わりに、第二党SPDに大統領職を譲る「塊方式」も有力視されていた。<sup>(75)</sup> プレーメン市長カイゼン (Wilhelm KaiseN) やベルリン市長ロイター (Ernst Reuter) のように、「獄中一〇年」のカリスマを放つ戦後初代党首シュエーマッハー (Kurt Schumacher) の指示を無視して、アーデナウアーの外交路線を支持する候補者もいたからである。<sup>(76)</sup> しかし、とかく敵味方の峻別に固執するシュエーマッハーは、アーデナウアーの小連立政権 (CDU/CSU, FDP, DP) 構想との対決姿勢を崩さず、自ら大統領選に出馬して、予定通りホイスに破れて野党路線を宣言した。<sup>(77)</sup>

就任の経緯からすれば良好に見えるアーデナウアーとホイスとの関係にも当初から衝突が見られた。<sup>(78)</sup> アーデナウアーが時にホイスを煙たがったのは、シュヴァーベン出身者に共通する「やんちゃ坊主」の気質に手を焼いたため<sup>(79)</sup> か、権力政治とは無縁のスタイルを誇示するホイスを賞賛した世論への反発か嫉妬があったのかはさておき、自らの政治指導の障害除去に苦心したからであり、両者の反目が表面化しなかったのは、頻繁な情報交換を基に、それぞれの思惑で対立を回避したからであった。<sup>(80)</sup> この過程では、ホイスが国家代表を自覚して、国家机关や政党間の調整役に徹したというよりは、政策決定や人事詮衡への介入を繰り返す中で、大統領職の役割を学習したという方が事実に近い。

ホイスの学習事例の一つに組織問題があった。占領期、しばしば中央政府の代役を果たしていた州首相会議は、

連邦官庁の組織原案を作成し、この原案をたたき台に、新しい連邦官庁が設立された。独国法学の伝統からすれば<sup>(81)</sup>連邦官庁の組織や人事の権限は大統領にあるとするホイスに対し、アーデナウアーは、大統領の権限は象徴関係に限定されるとして要求を退け、ホイスも、政争に深く関わる事が大統領職には相応しくないと考え、これを承諾した。<sup>(82)</sup>しかし、大統領の手足となる大統領府の構成については、独自の立場を貫こうと試みたことも確かである。大統領府の中に外交政策を扱う独自の局を設置しようとしたが、当初外務省設置が禁止されていた中で、外交交渉を一手に引き受けようとしたアーデナウアーに反発され、<sup>(84)</sup>その結果、大統領府の職務権限は文書作成などに限定され、大統領府に次官級を置かないことで、「二流の官庁」扱いが明示された。<sup>(85)</sup>なお、法制局長を当初SPDから登用するなど、超党派からなる人事政策を目指した点に、ホイスの指向が現れていた。

ホイスは閣内への介入も躊躇ってはいない。ワイマル大統領のように、閣議へ出席することを求めたが、これはアーデナウアーに拒否されている。<sup>(87)</sup>尤も、大臣や高級官僚の人事詮衡過程では、アーデナウアーが最終的には譲歩する場合もあった。<sup>(88)</sup>第二次アーデナウアー内閣の組閣過程で、ホイスはFDPから入閣していた法相デーラー(Thomas DEHLER)の留任を拒否し、アーデナウアーがこの扱いにくい法相を追い出す好機だと判断したこともあって、法相は交替した。また、後の連邦官庁の母体となった経済評議会の議長を務め、初代連邦議会議長という名誉ある地位を占めながら、党派に偏った議会運営で不評だったケーラー(Erich KOHLER)の大使就任を拒否した事例もある。

ホイスは時に政府の施策に口を挟んだ。新聞社とのインタビューで、アーデナウアーが進める再軍備への反対を述べ、<sup>(89)</sup>政府の政策大綱は宰相が決定するとの基本法の規定(六五条)に抵触しかねない事態が起こる。大統領には

法案審査権が認められていたものの、実質審査を行うには大統領府の人員が不足していたため、ホイスは憲法裁判所に当該法案の合憲性を審査依頼する方法を採った。<sup>(90)</sup> こうして、一九五二年のヨーロッパ防衛共同体問題は、アーデナウアーの外交政策の基本指針に関わるだけに、大統領、連邦政府、州政府、憲法裁判所、連邦議会、参議院、及び与野党の間で紛糾した。ホイスはこの過程で政争に巻き込まれるのを回避し、超然的な立場から議論の調整を図ることを選択した。<sup>(91)</sup> そして、五六年憲法裁判所法が改正され、大統領の審査依頼権限が削除される。このように、個別事例の蓄積によって権限の帰属が確定されるにつれ、負担過剰となっていた大統領の役割は調整・仲裁に限定されていく。<sup>(92)</sup>

官庁組織、人事詮衡、政策決定と並んで、あるいはそれよりも、就任初期のホイスの政治姿勢をあらわす事例は、連邦共和国誕生当初から希求されていた種々の国家象徴<sup>(93)</sup>の制定であり、叙勲制度と国歌制定がその典型である。

独の叙勲制度には他国と異なった経緯がある。<sup>(94)</sup> 第二帝政時代、叙勲は各邦の権限であって、ワイマルでは国家による栄典授与が憲法で原則禁止されていた。<sup>(95)</sup> 一転してナチス政権下で勲章が乱発された後、戦後叙勲制度導入が検討される。当初占領国により叙勲は禁止されていたが、一九四九年九月二一日付け高等弁務官法第七号によって、授与に関する禁止が原則解除され、連邦が叙勲権限を持つことに州政府から強い反対が出なかつたため、大統領、政府及び連邦議会の間で叙勲制度は討議された。<sup>(96)</sup>

叙勲をめぐる争点はいくつかあった。<sup>(97)</sup> 権限の所在、根拠となる法形式の選択、導入の時期と日時、過去の勲章の取り扱い、新しい勲章の性格と紋様・図柄である。権限は大統領にあり、政府は助言するだけだということ、当面大統領令で執行するという点では、比較的早くから了解が得られた。導入時期についても、法律上占領が続いてい

るため、時期尚早との声も少なくなかったが、大統領府局長が臨席した閣議で了承された。難問は、第一次大戦以前の勲章、両大戦関係の勲章、ナチス時代の勲章、外国から与えられた勲章、そして新たに創設される勲章を、同等同列に扱っていいのかという点であり、とりわけ軍功勲章の着用承認を連立与党のFDPやDPが求め、一時期連立解消を匂わせる発言も出た。<sup>(98)</sup>他方で、過去の勲章を一律に認める場合には、戦争責任がドイツにあるとする占領国との間に緊張関係をもたらす危険を伴った。また、外国政府より与えられた勲章の着用まで拒否することは外交関係を損ないかねないとの配慮も働いた。こうした中で、ホイスはとりわけ厄介な軍功勲章の取り扱いで打開策を提案する<sup>(99)</sup>など、勲章制度の創設を積極的に押し進めた。ナチズムがもたらした国家のマイナスイメージを克服し、一般国民と国家とを再び結びつけることが重要だと考えたからである。<sup>(100)</sup>そして、一九五一年独連邦共和国功労勲章は大統領令により第一回大統領選挙があった九月一二日に制定され、これ以降制定された各種勲章とともに、五七年の勲章法で整理統合された。<sup>(101)</sup>

勲章と並び、政治争点となったのは国歌である。国歌制定にも独立が前提となる。内閣の多数は、国歌制定が内政上、外交上早急に必要だと判断し、法務大臣デーラーは、連邦議会法務・憲法委員会に出された動議に対し、国歌の布告は大統領の特権事項であるとの見解を述べた。<sup>(102)</sup>この問題にそれほど関心を示していなかったアーデナウアーは、一九五〇年の世論調査を引用し、圧倒的多数の国民が旧国歌である「ドイツ・リート (Deutschland, Deutschland über alles)」の三番に賛成していると述べ<sup>(103)</sup>、当初高等弁務官側の懸念を知りながらも、閣議及び党内の同意を取り付けた。<sup>(104)</sup>これに対し、「大統領就任前から、歴史の区切り目には、新しい象徴の制定が必要だと考えていた」<sup>(105)</sup>ホイスはアーデナウアー案を却下し、新曲作成のため、独自に歌詞とメロディーを依頼し、「ドイツ国民

に寄せて (Hymne an die Deutschen) を得て、五〇年の大晦日にラジオを通じて公表した。<sup>(107)</sup> 占領国側からも制定を望む声があり、<sup>(108)</sup> 五二年オスロで開催される冬季オリンピック競技会に間に合わせようという意見も強く、<sup>(109)</sup> 国歌制定は急がれたため、両者の中で数多くの、時に激しい批判を含んだ書簡による意見交換が行われた。アーデナウアーが推すドイツ・リート採用には、ナチス時代にも唱われた経緯から国内外に反対があつたが、他方でホイスの新国歌は全くの不人気であり、<sup>(110)</sup> 各方面からの説得工作もあつて、<sup>(111)</sup> ホイスは新曲を諦め、アーデナウアー案が採用された。確かにホイス案は採用されなかつたが、早くからこの問題を取り上げ、新曲作成に着手したこと、またノルウェー側がドイツ・リートに懸念を表明した際に表彰式にはベートーベンの第九を採用するよう提案するなど、<sup>(112)</sup> 国家象徴の制定に主導的な役割を果たしたといえるだろう。

二期一〇年の就任中、ホイスは、大統領と政府や連邦議会との権限をめぐる境界線を確定する上で、重要な役割を果たしたというのが要約となる。特に、アーデナウアーとの関係が後の大統領と宰相との関係を示すモデルとなった。ホイスの人気は高まり、<sup>(113)</sup> 任期切れが近づくにつれ、基本法を改正して三選を望む声も小さくなかつた。ホイスはこうした好意を丁重に断り、ここに次期大統領候補をめぐる「騒動」が始まる。<sup>(114)</sup> 騒動は、次期宰相候補の最右翼として党内世論が推していた「戦後復興の父」エアハルト (Ludwig ERHARD) を、アーデナウアーが「閑職」である大統領に据えようと画策したことに始まった。アーデナウアーとの全面対決を嫌い、政党政治が好みではなかつたエアハルトは、<sup>(115)</sup> 最高の名誉職である大統領職就任を条件付きで一旦は承諾したが、就任条件についての約束反故を知り、辞退した。そこで、突然アーデナウアーが大統領選出馬を表明する。過去一〇年宰相としての業績もあり、後は名誉だけだと考えたからではなく、基本法の解釈次第では、次期宰相の任命権を実質的に握れると「錯

覚」したからであった。懐刀グロプケ (Hans GLOBKE) をはじめとする側近との協議の結果、現行の基本法では大統領に宰相選出権がないことを改めて知り、アーデナウアーは内閣支持率の低下や大統領職を軽蔑しているとの批判に甘んじながらも、出馬を撤回し、さらに四年間宰相に留まることになる。

アーデナウアーの大統領選出馬に歓喜したSPD側も、人物評は必ずしも芳しくないが大連合を支持し、アーデナウアーの「敵」とも見なされていたCDUのゲルステンマイヤーを一時期大統領候補に挙げていたぐらいで、その後の各党の候補者銓衡は混乱を極めたが、結局は敵のいない食糧農林大臣リュプケ (Heinrich LUBKE) が与党候補となった。その場しのぎの候補者 (Verlegensheitskandidat, Luckenhuber) と呼ばれた所以である。リュプケの対抗馬となったシュミットは、知識人として評判が高く、占領期憲法制定評議会にCDUが推薦した経緯からわかるように、SPDの中では最も政党性が薄く、実務能力でも評判だった。アーデナウアーは占領期からシュミットの活躍ぶりを目の当たりしており、この大統領戦を小連立政権対SPDの闘いだと位置づけることに成功し、リュプケはシュミットを破って大統領に就任する。

リュプケは一八九四年北独の田舎育ちで、農民運動と関わるうちに「赤く染まりはじめ」、プロイセン州議会議員 (中央党) となり、ナチス政権時逮捕されるものの釈放され、その後はベルリンの住宅局勤務などで行動を控えて終戦を迎えた。この時期強制収容所の建設に関わっており、六〇年代東独側の反ナチズムキャンペーンの中で「強制収容所建設大將 (KZ-Baumeister)」と揶揄される。戦後CDU入党、一九四七年から五二年までNRW州政府の食糧相となり、五三年には連邦議会議員、さらに政府の食糧農林大臣に就任し、五五年には農業基本法「緑の計画」による農業の構造改革に着手し、優秀な大臣との評判を得ていた。

リュブケは就任中しばしばマスコミの批判対象になったが、それは、前任者と較べて軽率な言動が際だったからであった。<sup>(12)</sup>アーデナウアーに当てつけるように公然と大連合構想を支持したり、シュヴァルツ(Werner SCHWARZ)の農業経済大臣就任拒否やシュレーダー(Gerhard SCHRODER)の外相就任拒否など、大臣人事に介入した。法案署名の拒否では、六〇年の営業及び鉱山労働者の契約に対する法律、<sup>(13)</sup>六九年建築法の事例が知られている。また、六五年ナチス容疑のある連邦裁判官の任命を拒否したが、同裁判官が辞退したため、憲法紛争にはならなかった。<sup>(14)</sup>尤もホイスの場合と異なり、こうした介入は総じて失敗に終わった。「問題児」リュブケが六四年に再選されたのは、その大連合支持を野党SPDが当てにしていたからでもあったが、二期目は、表向きは連邦議会議選挙と大統領選挙が重なるのを回避するためだととして、正規の任期が終了する前に次期大統領選を公示し、芳しくない最後を締め括った。

リュブケに続いて、CDUのシュレーダー(Gerhard SCHRODER)との壮絶な三度にわたる投票の結果、SPDのハイネマン(Gustav HEINEMANN)が就任した。ハイネマンは一八九九年生まれで、ヒトラー時代抵抗運動で知られている告白教会に属し、四九年から福音教会会議(EKD)議長に就任するなど、一貫してプロテスタント界を代表する人物となる。戦後CDUの創設メンバーの一人であり、重要産業の国有化などを掲げたアーレン綱領に近い立場をとり、ルール地方の工業都市エッセン市の市長として、またライン地方の州議会のメンバーとして、さらにはNRW州アルノルト(Karl ARNOLD)政権の法相として早くから活躍した。ただ、この後の経歴には浮き沈みが大きい。しばしば政治紛争の種となるカトリックとプロテスタント両派の協調路線を象徴するため、本来は副宰相格でありながらも当初は閑職に等しかった内相として、第二次アーデナウアー内閣に入る。しかし、再統



一を脅かしかねない再軍備計画に反対して大臣を辞職<sup>(12)</sup>し、これ以降、反CDUというよりは、反アーデナウアーの立場から、離党後、全独国民党（GVP）を設立した。一九五七年、党の路線変更を表明し始めたSPDに入党し、党員歴や党職経験を重視する同党には珍しく、直ちに幹部の一員として受け入れられ、六六年の大連合政権では法相として入閣した。各党に知人が多く、平和運動に関わり、また六〇年代後半の社会騒動にも一定の共感を示し、また燕尾服着用の慣習を廃止するなど、「市民大統領」（Bürgerpräsident）と呼ばれ、大統領職の威厳を高めたと評価された<sup>(13)</sup>。

ハイネマンが高齢と健康上の理由から再選を辞退し、一九七四年FDPのシエール（Walter Scheel）が次期大統領に選ばれた。この時の競争相手は、後に大統領に就任するヴァイツェッカーである。シエールは、一九一九年工業都市ゾーリンゲンの生まれで、従軍経験があり、戦後岳父が経営する鉄工所の役員をつとめながら、四六年FDPに入党した。戦後の経歴は順調である。五〇年には州議会議員、その後FDPの州執行部や連邦執行部のメンバーに選ばれ、五三年には連邦議会議員になる。ヨーロッパ議会では自由主義系会派副代表を務めるなど国際的にも知られ、六一年からアーデナウアー内閣の経済協力大臣に就任した。大連合政権成立後は党内改革派として、六八年FDP党首となり、先の大統領選ではハイネマンを支持して、これがSPDとの連立政権誕生の先駆けと見なされた<sup>(14)</sup>。そのブランド内閣では外相兼副宰相となり、社会主義諸国との関係改善に尽力する。その後路線をめぐって党内が分裂し、メンデス（Erich Mende）ら右派がCDUへ鞍替えしたことで党内指導力は安定していた。つまり、シエールは、持病の悪化という事情はあったにしても、政党政治家としての全盛期に、六〇歳の若さで大統領に就任したことになる。シエールは、ハイネマンのように国民との距離の近さを強調するのではなく、むしろ、

大統領職の権威を意識したスタイルを採用したと評される。七六年には兵役拒否者の信条調査廃止法案など、違憲の疑いがあると判断した場合に、その署名を延滞・拒否し、あるいは、高級官僚の解雇問題にも関わって、大統領職の権限拡大に努めたからである。

一九七九年シェールが再選を辞退し、CDUの支持を受けたカールステンス (Karl CARSTENS) がSPDの女性候補レンガー (Annemarie RENGGER) を破って就任した。カールステンスは一九一四年、都市州ブレーメンに生まれ、母子家庭に育った。保守政治家には珍しく気さくなタイプの政治家で、五四年に入党するCDUにあってリベラルだと自称したが、当初は北独出身ながらもCSUに受け入れられたほどの保守性が目立った<sup>(133)</sup>。主な職歴は官吏と大学教員で、専攻は国家法と国際法である。四九年地方政界を代表する一人、ブレーメン市長カイゼン (SPD) の下で市議会の法律顧問となり、やがて同政府の全権代表としてボンへ派遣された<sup>(134)</sup>。以降は、大学教授に就任する傍ら、高級官僚としての順調な出世を遂げる。五年後、当時外務大臣でもあったアーデナウアーにより外務省へ入り、シュトラスブルクのヨーロッパ評議会の独常任代表となり、外務省政治局長を経て、ブレンターノ外相下で第二事務次官、シュレーダー外相下で第一事務次官となる。大連合成立後、シュレーダーとともに国防省へ移り、二年後キージンガー宰相の下で宰相府長官に就任した。CDUが下野した後、七二年友人の薦めでSH州リストにより連邦議会へ入り、早くも翌年にはCDU/CSUの院内総務に選出された。この時代過激な右派として野党路線を採ったが、七六年にはSPDの議員九〇名から連邦議会議長へと推薦されたことからもわかるように、人柄や気配りで他党にも信頼が厚かった。ただ、その過去から「元ナチ」と呼ばれ、高学歴者、若者、左派には人気なかった<sup>(135)</sup>のも事実である。カールステンスの大統領ぶりは、一九八二年の解散問題に発揮された。同年四名のFDP

の大臣が辞任し、シュミット（Helmut Schmidt）宰相に対する建設的不信任投票が成立した後、新宰相コール（Helmut Kohl）は自らに対する信任投票を提出し、予定通り信任案が否決されて、大統領に解散を提議した。これは解散権に関わる憲法問題へと発展したが、カールステンスは解散と総選挙実施の命令を出す結論を下し、混乱を回避した。<sup>(137)</sup>

カールステンスのあとは、ヴァイツェッカーが就任する。一九二〇年、西南独はシュツットガルトの生まれ、父親は元外務省次官で、兄弟には著名な物理学者がいるなど、ともかく有名人の多い家系だが、大統領就任は個人的資質による部分が大きい。戦後オックスフォードなどに学び、弁護士(138)の傍ら、福音教会会議議長を務め、政治活動へと入った。CDUには五五年に入党しており、六九年に連邦議会議員、七二年には院内副総務、七九年には連邦議会副議長となった。敵のいない政治家であり、八一年SPDの牙城であった都市州ベルリンの市長に就任し、当時混乱していた市議会の権威を回復したとして名声を得る。こうして、大統領選では、八〇%以上の票を獲得して大統領に就任し、一九八九年には圧倒的多数で再選された。ヴァイツェッカーは「理想的な選択」<sup>(139)</sup>だと絶賛されることが多い。

以上が歴代六名の簡単な紹介である。この六名の経歴や就任中の行動に共通点があれば、ボン大統領に抱かれるイメージが得られるが、定量分析にはサンプルが少なすぎるので、大統領選の惜敗候補者四名の経歴を適宜補足しながら、集団の特性を考えることにする。<sup>(140)</sup>

出身や家庭環境に共通点は見だし難い。ホイスやヴァイツェッカーのように裕福な家庭に育ったものもあれば、シエールやカールステンスのように、経済的に苦勞した者もいる。独の政治言語では強調されやすい属性である出

身地についても偏りは見られない。これに対し、宗派には特徴が見られる。一〇名のうち六名がプロテスタント、二名がカトリックと、人口比に較べてもプロテスタントの割合が高い。なお、カトリックの一名はSPDのシユミットで、このことが教会批判を繰り返す同党にあってシユミット擁立に有利に働いた可能性はある。就任者六名の「宗教色」は、ホイス、リュプケ、シユールがどちらかと言えば弱く、ハイネマン、カールステンズ、ヴァイツェッカーが強いといえるが、ハイネマンやヴァイツェッカーについても既成宗教に対する批判は強く、カールステンズの場合も事情はさほど変わらない<sup>(出)</sup>。

学歴は総じてかなり高い。しかも高等教育機関での教育経験者は、ホイス、ハイネマン、カールステンズ、シユミットの四名いる。職歴で言えば、ハイネマン、カールステンズ、ヴァイツェッカー、シユミット、シユレーダーなど本来法曹関係者に分類できる者が目立つが、この法学偏重は独では珍しくない。また、大統領就任前にかなりの政治経歴を誇る者が少なくなく、党首であったホイス、シユーマツハー、シユールをはじめ、大統領選時に政党・会派を代表する役職に就任していた者が多い。地方政治経験は、ホイス、シユミットがいずれも州政府の文相で、その他には、市長経験のあるハイネマン、州議会議員経験者のリュプケ、シユール、シユーマツハーが挙げられる。

ヒトラー政権掌握後の経歴は、独を代表する人物の選出では重要な判断基準となりうる。尤も、現宰相コールの物議を醸した発言「遅れてきたものの幸せ」には説得力もあって、抵抗運動経験の有無は生年次第の側面もある。

第一次大戦後生まれの三名を除けば、反ナチス活動歴が明白なのは、一〇年余獄中生活を送ったシユーマツハーで、あとは告白教会に関係したハイネマンぐらいである。一九三三年にヒトラー批判の書を書き、執筆禁止処分を受けたホイスには、授權法に賛成投票したという汚点もある。シユレーダーは、三三年ナチ党に入っているが、翌年告

白教会に入り、戦後「非ナチス度検査」を受けた結果、「シロ」と判断されている。

経歴から見れば、超宗派や高学歴が目立つ。一方で、政治キャリアも高く、ホイスの擁立とアーデナウアーの宰相就任ないし小連立政権戦略、リュブケの候補者選出過程と大統領選出馬宣言撤回後のアーデナウアーの反SPD戦略、ハイネマン選出と唯一の野党FDPによる親SPD路線選択、シエール選出とSPD・FDPとの小連立政権、カールステンズの選出と野党ながら第一党であったCDU/CSUの大統領選重視、これらはいずれも密接な関係にあり、大統領選挙は党派投票によって決定した。超党派的支持を集めたヴァイツェッカーの場合も、「赤い都市」ベルリンの市長選出を考慮に入れる必要がある。ただ、この六名が就任後、超党派イメージを打ち出したのは事実であり、再選はいずれも無風選挙になっている。

就任時の年齢は、平均が約六五歳である。比較対照を得にくいのが、宰相の就任時の平均年齢よりは、二、三歳高い。尤も、宰相については、アーデナウアーが七三歳という高齢で就任したこと、しかも一四年の就任期間で次のエアハルトの就任が遅れたことを考慮に入れれば、幾分差が開く。参議院議長就任は各州首相の輪番制なので措くとする、連邦議会議長の就任よりは一〇歳ほど高い。就任中の行動に共通点が見られるかどうかは、評価が分かれない。ホイスは尊敬に値する新しいドイツの精神を内外に代表し、ハイネマンは声なき声に答えるべく市民大統領として統合機能を果たし、シエールは二大政党が対立する中で全体を代表したと評価され、ヴァイツェッカーは象徴大統領の模範だと歓迎された。しかし、基本法が明示しない争点については、多くはないにしても、この六名の大統領は議会や政府に対し法案や人事で拒否権行使したのであり、ヴァイツェッカーにしても政策についてもしる積極的な提言をすることが義務だと考えた。<sup>18)</sup>リュブケとエアハルト、シエールとゲンシャー (Hans-Dietrich

GENSCHER) のように、同じ政党に属しても激しく衝突する事例を見れば、超党派的なあるいは国家を代表しているとの意識が前面に出ることが多かつたといえよう。

## おわりに

ボン大統領の役割は、様式を整えたり、代表する機能 (stilgebende und repräsentative Funktion) にあるとか、大統領は何よりも国家儀礼上の長であるといわれる<sup>(16)</sup>。制度導入当初、英型の立憲君主制が念頭に置かれていたからであるが、就任者の多くは、大統領が単なる儀礼的象徴的存在に留まらず、仲介役として積極的に利害調整を図り、重要問題については指針を提示すべきだと考え、しばしば大統領職の権限拡大を目指した。それでも、ボン大統領がこれまで専ら象徴的存在であり続けたのは、議院内閣制や連邦制が順調に機能し、大統領と他の国家機関との間の権限調整が運用上の慣習実績として蓄積され、基本法の「欠陥」を埋めたからである。他の国家機関が機能不全に陥り、政党内部の意思統一や政党間の交渉が捗らなければ、大統領が政局を主導することを基本法は想定している<sup>(17)</sup>。危機時にこそ、「良き憲法とは融通が利くものだ<sup>(18)</sup>」との箴言が試されよう。ヴァイツゼッカーが言うように、「大統領の職務にあつては、その人柄がとくに重要な役割を果たします。〔中略〕大統領は、立憲君主国の君主と異なり、〔中略〕自らの確信を表明する<sup>(19)</sup>」ものだとすれば、平常時には内外に国家を代表し、国家危機に際しては最終的判断を下す責務があり、その言動に対し毀誉褒貶を一身に浴びやすい大統領職就任者のパーソナリティに

それが、ボン共和国の政治的安定を支えることになる。<sup>(15)</sup> 第一次大戦後の君主制廃止とヒトラーの台頭とを直接に結びつけることには飛躍があるとしても、ボン大統領の存在意義は、平常の国政機能を大幅に制限されたが故に可能となった共和制版君主としての役割にある。

## 註記

- (1) その典型例は、ワイマルのエーベルト (Friedrich EBERT) やリンデンブルク (Paul von HINDENBURG) 大統領には数多く触れても、戦後の大統領にはほとんど言及がない BERGHAN, 1987 であらう。
- (2) 参照、青山一九八六年、二二五頁以下、中原一九七七年、四一三頁(ワイマル大統領の位置づけには疑問もある)。なお、君主制の場合、「国政に関する権能をもたず、単に精神的・心理的に国民の統合・国家の永続性を象徴する機能のみをもつとされる」ことが、「象徴」とされる(佐藤一九八一年、一六〇頁、なお、参照、下條一九九四年、三〇〇頁以下)。
- (3) KREIKAMP (bearb.), *Bd. 5/2, S. 637f.*, Ann. 74.
- (4) PEASLEE, 1985; DEBBASCH & PONTIER, 1983; MOSLER, 1977 の他に、現行憲法については、近年の改正部分を参照するため、インターネットで入手できる英語・仏語・独語の正文ないし翻訳を用いた (*International Constitutional Law: Kingwood College Library*)。各国憲法の日本語訳については、以下を参照した。阿部・畑編一九九一年、京都大学憲法研究会編一九六五年、宮沢編一九八九年、野村一九六二年、高田・初宿編訳一九九四年。なお、憲法典の所在については新潟大学法学部山元一助教授にご教示いただきました。この場を借り、御礼申し上げます。
- (5) 省略語は以下の通り。括弧の中は、参照した現行憲法の年度であり、憲法典以外の法典名は記した。米(アメリカ、一

七八七年九月一七日採択、一九九四年現在) 独(ドイツ、一九四九年五月三日採択、一九九五年現在) 伊(イタリア、一九四七年二月二日採択、一九九三年現在) 澳(オーストリア、一九二九年採択、一九八三年現在) 英(イギリス、一九九二年現在) 蘭(オランダ、一九八三年二月一七日採択、一九八九年現在) 白(ベルギー、一八三二年二月七日採択、一九九四年現在) 丁(デンマーク、一九五三年六月五日採択、一九九二年現在、王位継承法一九五三年三月二七日採択) 諾(ノルウェー、一八二四年五月一七日制定、一九九五年現在) 典(スウェーデン、統治法一九七五年一月一日採択、王位継承法一八二〇年九月二六日採択、議会法いずれも一九八九年現在) 西(スペイン、一九七八年二月二九日採択、一九九二年現在)。なお、フランスの第三共和制(一八七一年八月三一日法、一八七三年三月一三日法を、一八七五年二月二五日法、一八七五年二月二四日法、一八七五年七月一六日法に加えた)、第四共和制(一九四六年一〇月二七日憲法、第五共和制(一九五八年一〇月四日憲法、一九九六年現在)は、それぞれ③(七一年、七三年、七五年公権力二月、七五年元老院、七五年公権力七月) ④、⑤と略す。また、ワイマル憲法(一九一九年八月一日ドイツ憲法)と現行憲法を区別するために、註ではワイマル、ボンと記す。州名は、BAY(バイエルン) BW(ヴュルテンベルク) バーデン) NRW(ノルトライン＝ヴェストファーレン) SH(シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン)。政党名は、CDU(キリスト教民主同盟) CSU(キリスト教社会同盟) SPD(社会民主党) FDP(自由民主党) DP(ドイツ党)。連邦宰相、連邦政府、連邦大統領、連邦参議院、連邦憲法裁判所などに付く連邦は省略する。なお、英については、慣習が多いため、多くを省略した(参照、今井一九八三年、二二九頁以下)。

(6) 参照、榎原一九八五年、三三頁以下、西一九九六年(一)、二九頁以下、佐藤一九七六年、二三頁以下。君主制と共和制の区別が意味を失ってきたとの指摘が少なくない(レーヴェンシュタイン一九五七年、一八頁以下、佐藤一九七二年、一頁以下、下條一九八八年、二八一頁以下)。なお、蘭・丁・諾のように、「西欧」でもすべての憲法典が国民主権を明示



しているわけではない(参照、正木一九九一年、八頁以下、西一九九六年(二)、五〇頁以下、(二)、一頁以下)。

(7) 専断部分を議会ないし議会議長が担う事例は扱わない。

(8) 半大統領制 (régime semi-présidentiel) は、一般には馴染みが薄いが、デュヴェルジェによる第五共和制の命名である。その特徴は、「国家元首が、米型の固有の意味の大統領制における国家元首に比べてより小さい権限しか有しないということの意味するわけではなく」、「大統領が執行権の唯一の保持者ではなく、下院に対して責任を負う〔中略〕政府の首長である内閣総理大臣にも執行権が帰属する」(デュヴェルジェ一九九五年、一五八頁) 点にあり、「議院内閣制が柱であるが、国家元首が公選で選ばれ、しかも単なる象徴ではなく政治的に重要な権限を行使しうる形態」で「憲法上は首相の権限が広範である」(山崎一九九四年、六五頁以下)。なお、仏⑤については、深瀬一九六〇年に詳細な記述があり、野田一九六〇年に導入当初の論点整理がある。

(9) 憲法典における記載の前後関係が重視されるなら、立憲君主／大統領と、立法府及び行政府との位置関係から、各国憲法の特徴を知ることができるが、本稿で対象とする憲法典では、立憲君主／大統領が議会の後に置かれているわけでは必ずしもない。仏⑤・蘭・丁・諾・西では、議会の前に、米・仏④・ワイマル・ボン・伊・奥・白・典では議会の後に置かれている。また、米をひとまず措いても、ワイマル・奥・蘭・白・諾では、仏④・仏⑤・ボン・伊・丁・典とは異なり、立憲君主／大統領と行政府とは必ずしも分離されていない。こうした憲法典の論理構成に見られる特色については、註(9)から(20)、(24)から(47)までに掲げた項目と併せて、別稿で考察することとしたい。

(10) 大統領制の場合は、年齢制限と市民権であることが多い。米(二条一節五項：出生時市民権と三五歳以上、一四年間の居住) 仏⑤(六条：組織法に規定) ワイマル(四一条：三五歳の独人) ボン(五四条一：連邦議会選挙権と四〇歳以上の独人) 伊(八四条一：市民権・参政権を有し、五〇歳以上) 奥(六〇条三：下院選挙権と選挙実施年頭に三五歳以上)。

なお、君主制否定の経緯から、**仏④**(四四条) 伊(経過規定及び補則一三条一) 奥(六〇条三)には旧王家メンバーの就任禁止規定がある(**仏③**は、一八八四年八月一四日の改正で禁止された。参照、野村一九六二年、一三〇頁)。立憲君主制の就任条件には、世襲条件及び年齢制限などがある。年齢については、**蘭**(三三条…一八歳以上) **白**(九一条一…一八歳以上) **丁**(七条…一八歳以上) **諾**(八条…法律で定める) **典**(統治法五章二条一及び四條三…二五歳以上) **西**(二二条…一八歳以上)。なお性別制限は、**蘭**・**白**・**諾**・**典**では男女平等、**英**・**丁**・**西**では男子優先である。**英**(王位継承法) **蘭**(二五条) **白**(八五条) **丁**(二条、王位継承法二条) **諾**(三条) **典**(統治法一章五条・王位継承法一条) **西**(五七条一)。

- (11) **米**(二条一節八項…憲法順守) **ワイマル**(四二条…下院で、国民の利益促進、憲法などの遵守) **ボン**(五六条…両院議員の前で、国民の利益促進、基本法などの遵守) **伊**(九一条…両院議員の前で、共和国と憲法への忠誠) **奥**(六二条…両院議員の前で、憲法などの遵守)。 **仏⑤**の場合には、五条に憲法遵守に関する留意規定がある。**蘭**(三二条…両院議員の前で憲法への忠誠) **白**(九一条一…両院の前で、憲法などの遵守、国家独立維持) **丁**(八条…國務院の前で、憲法への忠誠を文書で宣言) **諾**(九条…両院の前で、憲法などを遵守した統治) **西**(六一条一…両院の前で、憲法などへの忠誠、市民と自治州の権利尊重)。なお、**英**(王位継承法) **丁**(六条) **諾**(四条) **典**(王位継承法四條)には、就任資格条件の中に宗教上の規定があり(参照、吉川一九九四年、四一五頁以下、四二七頁以下)、大統領の宣誓の際にも、**ワイマル**・**ボン**・**奥**では、宗教上の誓言を加えることが可能である。兼職禁止規定は内容に差がある。**米**(二条一節七項…報酬制限) **仏④**(四三条…他のすべての公職禁止) **ワイマル**(四四條…帝國議會議員禁止) **ボン**(五五條一・二…議員職や政府職、他の有給職など多数禁止) **伊**(八四條二…一切禁止) **奥**(六一條一…議員など一切禁止) **白**(九八條…王族は大臣不可) **諾**(二二條…高級公務員不可) **典**(統治法五章二条一…閣僚や議会の議長・議員不可)。

- (12) **米**(二条一節六項、修正二五條一…副大統領) **仏③**(七五年公権力二月七條…閣議) **仏④**(四一条…國民議會議長) **仏**

- ⑤ (七条・二一条…元老院議長ないし首相) ワイマル(五一条…一九三二年まで宰相、以降は帝国裁判所長官) ボン(七条…参議院議長) 伊(八六条一…元老院議長) 俾(六四条一…宰相ないし下院議長団)。
- (13) 米(二条一節七項) 伊(八四条三) 蘭(四〇条一・二) 白(八九条) 丁(一〇条・一一條) 諾(七五条e) 西(六五条一)。
- (14) 世襲資格者がいない場合については、蘭(三〇条・三一一条…議会議法で決定他) 白(八六条・九五条…両院の同意で国王が指名、指名がなければ空位で暫定摂政) 丁(九条…議院が選出) 諾(七条・四八条…国王の推薦に議院が同意しなければ議院が選出他) 典(王位継承法九条は現在削除、但し統治法五章四条に摂政規定) 西(五七条三…議院が任命)。
- (15) 米(修正二一条一項他…選挙人選出) 仏③(七五年公権力二月二条…両院、七五年公権力七月三条…両院) 仏④(二一条、二九条、三九条、四〇条…両院) 仏⑤(六条、七条…直接投票) ワイマル(四一条…直接投票) ボン(五四条一・三以下…連邦議會議員と州議會代表) 伊(八三条一他…両院) 俾(六〇条一他…直接投票)。
- (16) 任期については、米(二条一節一項…四年) 仏③(七五年公権力二月…七年) 仏④(二九条…七年) 仏⑤(六条…七年) ワイマル(四三条…七年) ボン(五四条一…五年) 伊(八五条一…七年) 俾(六〇条五…六年)。再選(禁止)については、米(修正二一条一…一度) 仏③(七五年公権力二月二条…再選可) 仏④(二九条…一度) ワイマル(四三条…再任可) ボン(五四条二…一度) 俾(六〇条五…連続する場合一度)。なお、終身制の大統領にはユーゴスラビアのチトーのような例がある(参照、石田一九九六年、一三一頁以下、参照)。仏の七年については、野村一九六二年、一二六頁、参照。米大統領制の任期決定の経緯については、早川一九五五年、一六頁、丹羽一九九三年、一一頁以下、参照。
- (17) 事例から判断すれば、執政大統領制や半大統領制が直接選挙と、象徴大統領制が間接選挙と相關関係にある。なお、米については、早川一九五五年、一七頁以下、参照。

(18) 自ら議会に責任を負わず、副署をする者が責任を負うタイプの大統領制は、立憲君主制と似ている(参照、阿部一九五五年、三九頁註(5)、シュタイン一九九三年、四八頁、五七頁)。大統領に対する弾劾訴追関連規定は、米(一条三節六項、二条四節) 仏③(七五年公権力二月六条、七五年元老院九条、七五年公権力七月二条、なお、七一年一条には大統領も国民議会に責任を負うとある) 仏④(四二条) 仏⑤(六八条) ワイマル(四三条、五九条) ボン(六〇条四、六一条一・二) 伊(九〇条、一三四条 塙(六三条、六八条、一四二条二a他)。君主が神聖ないし不可侵であるとする規定は、蘭(四二条二) 白(八八条、一〇二条) 丁(二三条、六〇条二) 諾(五条、三五条、三七条) 典(統治法五章七) 西(五六条三、六四條)。死亡・病気の場合や就任条件を満たさない場合の他、君主の地位やその継承権の喪失に関連する規定には、蘭(二八条) 白(八五条二、九編一部四) 丁(王位継承法五条二・三) 諾(三六条) 典(王位継承法五条) の婚姻制限、諾(一条) 典(王位継承法七条) の旅行制限、白(八七条二) 丁(五条) 諾(一条) 典(王位継承法八条) の外国統治権取得制限などがある。

(19) 仏④(六四條) 仏⑤(五条、八〇条一、八一條二他) ワイマル(四五條) ボン(五九條二) 伊(八七條二) 塙(六五條二) 西(五六條一・六三條二)。西では、国王は国家の統一と永続の象徴であると明文化されている(参照、西一九九六年(一)、五六頁以下。あわせて、青山一九八六年、二二五頁以下、吉川一九八三年、二五二頁以下、参照)。仏⑤(五条) には、「大統領は、その仲裁(arbitrage)により、公権力の適正な運営と国家の継続性を確保する」とある(矢島一九九三年、二九九―三三二頁、参照)。また、仏④(三二條) 典(五章一条) 西(六二條g) のような国政に関する情報入手権限は、元首としての代表機能と関連する(下條一九九四年、三〇七頁以下、参照)。

(20) 伊(八七條二) 典(統治法一章五条) 西(五六條二)。米も仏⑤も学説では国家元首と見なされている(元首概念の遍歴については、柳瀬一九七三年が詳しい。共和制の国家元首についての一覧は、県一九七九年―一九八一年、米について

- は早川一九五五年、一四頁、山本一九七三年、一五五頁、**仏⑤**については矢島一九九三年、三〇二頁註(1)、典・西については、下條一九九四年、三〇〇頁以下、参照。また、県一九七七年、五四頁以下、五八頁、参照。立憲君主制における元首規定は、典(統治法一章五条一、五章)西(五六条一)。典の統治法には章立てに「元首」があり、その元首の地位に国王が就任するという独特の論理構成が見られる。
- (21) *SONTHEIMER u. RÖHRING (Hrsg.), 1978, S. 96; 参照: ELLWEIN, 1983, S. 332f.; 佐藤一九七二年、二頁。佐藤一九七六年、二六頁・シユタイン一九九三年、四七頁。*
- (22) 高橋一九九一年、四〇頁。
- (23) 参照、レーヴェンシユタイン一九五七年、五七頁、六三頁、一一一頁、佐藤一九七二年、一一頁、二〇頁、二八頁、三八頁以下。
- (24) 米(二条三節) **仏③**(七五年公権力二月三条) **仏④**(三二条) **仏⑤**(二四条) ワイマル(四五条) ボン(五九条一) 伊(八七条八) 奥(六五条一) 丁(一九条一) 諾(二六条) 西(六三条一・二)。
- (25) 米(二条二節一項) **仏③**(七五年公権力二月三条) **仏④**(三五条) 但し一九条 **仏⑤**(一七条) ワイマル(四九条) ボン(六〇条二・三) 伊(七九条一、八七条一) 奥(六五条二c)。蘭(二二条) 白(二〇条、一一一条、九編五部h) 丁(二四条) 諾(二〇条) 西(六二条i、但し二〇二条三)。なお典では、恩赦権は政府にある(統治法一章一三条)。
- (26) 伊(八七条二) 奥(六五条三) 白(一一三条、一一四条) 丁(二五条、但し八三条、八四条) 諾(二三条、但し一〇八条) 西(六二条f)。共和制導入の経緯から、叙勲が旧来の貴族制復活と関わるとして制限・禁止されたり、貴族を認めない規定がある(米一条九節八) 伊(経過規定及び補則一四条一・五) ワイマル(二〇九条、但し一七五条)。蘭では議会議法で決められる(一一一条)。

- (27) 米(二条七節二・三項) 仏③(七一年二条、七三年二条、三条、七五年公權力二月三条、七五年公權力七月七条) 仏④(三六条、四六条、五二条) 仏⑤(八条、一〇条、一一條、一三條、一九條、ワイマル(五三條、七〇條、七二條) ボン(六三条二、八二条一他) 伊(七三条一、八七条五、九二条) 塊(四七条一、七二条一、一〇一条四) 蘭(四三條、四七条、八七条二) 白(九六条二、一〇九条他) 丁(二四條、二二條) 諾(七七条、七九条、八一條) 典(六章四條) 西(六二条 a・d・f、九一条、九九条、一一四條、一五二条二の四)。なお、認証が国家行為の効力発生要件であれば、立憲君主 / 大統領は実質権限を持つことにもなる。認証については、参照、川添一九八五年、四六頁、佐藤一九六〇年、五四頁。
- (28) 仏③(七五年公權力二月三条) 塊(二八条三) 白(四四條三) 諾(七四條) 典(議会法六條)。
- (29) ワイマル(一六七條) 伊(八七條三) 白(六三條三、一六五條) 丁(三二條二、四二條七) 西(六二條b、九九條)。
- (30) 仏⑤(一一條) ワイマル(七三條、七四條) 伊(八七條六) 塊(四六條三) 丁(四二條七) 西(六二條c、九二條二)。
- (31) 米(二条三) 仏③(七五年公權力二月五條、七五年公權力七月一條、二條) 仏④(五一條、六九條) 仏⑤(二二條、一八條、三〇條) ワイマル(二四條、二五條) ボン(六三條四、六八條二) 伊(六二條二、八八條、一二六條) 塊(二七條二、二八條一、三、二九條一、三九條一、七〇條、一〇〇條) 白(四一條、四四條一・四、四五條一、四六條一以下、第九編第五部一b) 丁(三五條二) 諾(六九條) 西(六二條b、なお一一五條)。
- (32) 仏③(七一年三條) 白(三六條、七四條、七五條一・三、九編五部) 丁(三條、二二條)。
- (33) 米(二条七節二項) 仏③(七三年二條、三條、七五年公權力七月七條) 仏④(三六條) 仏⑤(一〇條) 伊(七四條一) 諾(七七、八〇條)。
- (34) 米(二条三節) 仏③(七一年二條、七三年一條、七五年公權力七月六條) 仏④(三六條、三七條) 仏⑤(二八條) 伊(八七条二)。

- (35) 仏③ (七五年公権力二月三條) ワイマル (四八條) 白 (三六條、七四條、一〇八條、第九編第五部一 a) 丁 (二三條)。
- (36) 仏③ (七一年二條、七五年公権力二月三條) 仏④ (三八條) 仏⑤ (一九條) ワイマル (五〇條) ボン (五八條) 伊 (八九條) 壙 (六七條一、四七條三) 蘭 (四七條) 白 (一〇五條、一〇六條) 丁 (二二條) 一四條 諾 (三一條、三二條) 西 (五六條三、六四條)。
- (37) 米 (二條一節一項、二條二節一項) 仏⑤ (二〇條) ワイマル (五五條) 壙 (一九條) 蘭 (四二條) 白 (三七條) 丁 (一四條) 諾 (三條、一二條)。
- (38) 仏④ (三二條、六五條二) 仏⑤ (九條) 蘭 (七四條二) 丁 (二七條) 諾 (二二條、三〇條) 典 (統治法五章一條) 西 (六二條 g)。
- (39) 仏③ (七一年二條、七五年公権力二月四條) 仏④ (四五條、四六條、五二條) 仏⑤ (八條) ワイマル (五三條) ボン (六三條一・四、六四條一、六七條一、六八條二) 伊 (九二條二) 壙 (七〇條一、七七條三) 蘭 (四三條、四六條) 白 (五〇條、九六條、一〇四條二) 丁 (二四條、一六條) 諾 (二二條、一四條、二二條、二九條) 西 (六二條 d・e、九九條三、一〇〇條、一一四條)。なお、組閣については、近藤一九九〇年が各国の事例を踏まえて詳しい。
- (40) 伊 (五九條)。
- (41) 米 (二條二節二項・三項、二條三節) 仏③ (七五年公権力二月三條) 仏④ (三〇條、四七條) 仏⑤ (二三條) ワイマル (四六條) ボン (六〇條二) 伊 (八七條七) 壙 (六五條二 a、二二五條二) 白 (一〇七條二・三) 丁 (二七條) 諾 (二二條) 西 (六二條 f)。
- (42) 米 (二條二節二項) 仏④ (三四條、八三條、八四條) 仏⑤ (五六條、六四條) ワイマル (三一條) 伊 (八七條一〇、一〇四條二、一三五條二) 壙 (八六條一、一四六條二、一四七條二) 白 (四〇條、一五一條、一五三條) 丁 (六〇條二) 西

(二二七条一、二二三条三、二二三条二、一五九条一、一六〇条。

- (43) 米(二条二節二項、二条三) 仏③(七三年四条、七五年公権力二月三条、七五年公権力七月八条 仏④(三〇条、三一  
 条) 仏⑤(二三条、一四條、五二条) ワイマル(四五条) ボン(五九条二) 伊(八七条八) 塊(六五条二) 白(二六七条  
 一の一及び二、同条二、同条五の一・二) 丁(一九条) 諾(二六条) 典(一〇章七条) 西(六三条一)。
- (44) 米(二条二節一項) 仏③(七五年公権力二月三条) 仏④(三〇条、三三条、四七条三) 仏⑤(二五條、一六条) ワイマ  
 ル(四七条) 伊(八七条九) 塊(八〇条一・二) 蘭(九八条二) 白(二六七条一の二) 諾(二五條) 西(六二条h)。
- (45) 仏③(七五年公権力七月九条) 仏⑤(三五條) ワイマル(四五条) 伊(八七条九) 蘭(九六条) 白(二六七条一の二)  
 丁(一九条二) 諾(二六条) 西(六三条三)。
- (46) 仏③(七三年二条、三条) 仏⑤(二六条・三六条) ワイマル(四八条) 蘭(二〇三条) 丁(八〇条)。
- (47) 仏③(七五年公権力二月八条) 仏④(九〇条・九二条) 仏⑤(八九条) ワイマル(七六条) 塊(四四條二) 蘭(一三七  
 条・一三九条) 白(一九五条一・四、一九八条二) 丁(八八条) 諾(一二二条)。
- (48) 参照、財団法人日本国際問題研究所一九九六年、一頁以下。
- (49) BEYME, 1987, S. 178.; 参照、山田一九七九年、一六頁。
- (50) ワイマル大統領制は半大統領制に分類される(山崎一九九四年、六六頁)。なお、阿部一九五五年、三六頁以下、佐藤  
 一九七六年、一四七頁、山田一九七九年、一〇二頁以下、参照。一九二五年エーベルト死去後、大統領職を提供されたS  
 PDのブロイセン州首相ブラウン(Otto BRAUN)は、大統領職が閑職に過ぎないとして拒否した(ESCHENBURG,  
 1987, S. 227-228)。
- (51) Cf. ESCHENBURG, 1987, S. 225 ff.; 豊田一九五八年、一七一頁。



- (52) 参照、阿部一九六二年、三三三頁以下、初宿一九八八年、二三五頁以下。
- (53) Cf. KREIKAMP (*bearb.*), *Bd. 5/1*, S. 39, S. 502 Anm. 18, *Bd. 5/2*, S. 764f., S. 933, S. 1023f. 当初、この州代表に州政府が含まれるとするCDU/CSUと、州議会議員に限定されるべきだとするSPD、FDP、DPPとが対立した (Cf. WENGST, 1984, S. 72.) が、この珍しい組み合わせの対立構図は、当時の地方政界での勢力分布を表している。また、憲法裁判所長官ではなく、州政府代表者から構成される参議院の議長が大統領の代理を務める点にも連邦主義が現れている (Cf. KREIKAMP (*bearb.*), *Bd. 5/2*, S. 644.)。なお、五四年から六九年まで選挙は「旧首都」ベルリンで行われた (SONTHEIMER, 1986, S. 243.)。
- (54) この場合の連邦は、州の対比概念ではなく、連邦と州をあわせた全体を指す。
- (55) Cf. SONTHEIMER u. RÖHRING, 1978, S. 96; ELLWEIN, 1983, S. 327.
- (56) Cf. KREIKAMP (*bearb.*), *Bd. 5/2*, S. 1094ff.; BOOMS (*Hrsg.*), *Bd. 1*, S. 338ff.
- (57) 政府の申立により、参議院の同意を得て、立法の緊急状態宣言の権限が大統領に与えられている (八一条)。
- (58) Cf. BEYME, 1987, S. 180; シュタイン一九九三年、五八頁以下; WENGST, 1984, S. 285f.
- (59) 参照、シュタイン一九九三年、二七頁。
- (60) グロセール一九八三年、一六五頁。
- (61) EDINGER, 1986, p. 19f.
- (62) Cf. WENGST, 1984, S. 275; シュタイン一九九三年、五〇頁以下。
- (63) 一九五六年、六〇条一項が、連邦裁判官、連邦公務員、士官および下士官を任免すると変更された。シュタイン一九九三年、五七頁以下、参照。なお、憲法裁判所の裁判官は両院が選出する。

- (64) ESCHENBURG, 1961, S. 130ff.
- (65) 参照、レーヴェンシュタイン一九五七年、九二頁以下、一六〇頁、西一九七七年、六二頁以下。
- (66) BEYME, 1987, S. 180.
- (67) ESCHENBURG, 1987, S. 225.
- (68) 参照、シュタイン一九九三年、五八頁以下。
- (69) 参照、拙稿一九九四年、二七四―二七五頁。
- (70) 政治家の経歴については以下を参照した。BERNECKER u. DOTTERWEICH (Hrsg.), 1982; NIKEL (Hrsg.), 1985; REUTH, ER (Hrsg.), 1970.
- (71) Cf. CRAIG, 1982, p. 41f.; EDINGER, 1986, S. 206ff.; ENGELMANN, 1980, S. 206; WENGST, 1984, S. 194.
- (72) 保守王国BAY州首相であったCSPU党首エーハルト (Hans EHARD) 大統領案には、FDP側からの反発が大きく、シュランゲ＝シェーニンゲン (Hans SCHLANGEN-SCHÖNINGEN) は、大連合派の候補の一人だった。Cf. WENGST, 1984, S. 122f.
- (73) CRAIG, 1982, p. 40.
- (74) 参照、拙稿一九九三年、二〇〇―二一四頁。アーナウアーがカトリックであることから、大統領にはプロテスタントが望ましいと考えられたことは、宗派バランスを重視する独政界らしい話だが、ホイスが就任することでFDPがプロテスタントの政党として浮上するのを恐れる意見もあった (Cf. WENGST, 1984, S. 119.)。
- (75) Cf. WENGST, 1984, S. 117f.
- (76) Cf. WENGST (bearb.), 1985, S. 40f u. S. 128f.; ESCHENBURG, 1987, S. 228.

- (77) Cf. EDINGER, 1967, S. 298f.
- (78) Cf. ELLWEIN, 1983, S. 331.
- (79) Cf. HENKELS, 1965, S. 61f. 確かに、党首らの陰に隠れて派手さはなかったSPD執行部メンバーのシエトル (Erwin SCHOETTLE) や地方政界に転身するまではアーテナウアーに可愛がられたキージンガー (Kurt Georg KIESINGER) はひとまず措いても、野心を隠さず、SPDとも手を握ったケルステンマイヤー (Eugen GERSTENMAIER) 知識人ながらも実務能力に長けたシユミット (Carlo SCHMID) アーテナウアーの外交政策に真っ向から立ち上がったマイヤー、有能だが、出しゃばる癖のあった側近のレンツ (Oto LENZ) ・ヘック (Bruno HECK) と名前を並べてみると、シユヴァアー・ベン出身政治家に共通した気質があるとされる理由も了解できる。
- (80) Cf. REUTHER, 1970. Theodor Heuss: WENGST, 1984, S. 276 u. S. 283.
- (81) 参照、阿部一九五五年、三七頁、片岡一九八二年、一八二頁。
- (82) WENGST, 1984, S. 277ff. なお、八六条では、法律に別段の規定がない限り、政府が官庁の組織を規律すると定められた。
- (83) Cf. KREIKAMP (bearb.), Bd. 5/2, S. 557, S. 559ff., S. 586, S. 637f.
- (84) Cf. KREIKAMP (bearb.), Bd. 5/2, S. 639.
- (85) 一九五二年に「格上げ」された。WENGST, 1984, S. 195ff.
- (86) WENGST, 1984, S. 197.
- (87) BOOMS (Hrsg.), Bd. I, S. 52f. u. S. 91. Anm. 3. 閣議には大統領府の局長／次官が参加する (Cf. WENGST, 1984, S. 281f.)。

- (88) Cf. BEYME, 1987, S. 179; STRAUCH, 1969, S. 278; WENGST, 1984, S. 275. Anm. 7. u. S. 281f. 高級官僚への人事介入  
に「*Gründe*」 Cf. BOOMS (Hrsg.), Bd. 2, S. 251. Anm. 6; WENGST, 1984, S. 283f.
- (89) WENGST, 1984, S. 276.
- (90) WENGST, 1984, S. 285f.
- (91) Cf. WENGST, 1984, S. 286ff.
- (92) Cf. WENGST, 1984, S. 290.
- (93) Cf. BOOMS (Hrsg.), Bd. 1, S. 128. u. S. 159; なお、国家象徴の中で最も紛糾したのは首都問題であり(参照、拙稿一九九三年「一八五〜一九九頁」)日程の関係もあって、大統領選に影響を及ぼす可能性は小さくなかった(Cf. KREIKAMP (bearb.), Bd. 5/2, S. 1023, S. 1026)。
- (94) GEERB *et al.*, 1985, S. 22ff.
- (95) 「国は、勲章及び栄誉記章を授与できない。すべてのドイツ人は、外国政府から称号又は勲章を受けてはならない。」(一九〇九条)。ただし、「第一〇九条の規定は、一九一四年から一九一九年の戦争中の勲功に対して授与される勲章及び栄誉記章には適用されない。」(一七五条)。
- (96) 後年勲章が法令化された時点でも、各州政府の代表者から構成される参議院の委員会では、基本法には勲章授与の帰属が明示されていないが、事の性質から当然連邦に属すると解釈された。なお、勲章法は、連邦の行政機関の権限にない限り、叙勲の執行を州に委ねられる(Cf. GEERB *et al.*, 1985, S. 32)。
- (97) この間の議論については Cf. BOOMS (Hrsg.), Bd. 2, S. 580ff. u. Bd. 6, S. 619f. u. S. 633; 叙勲が採めた事例として Cf. BOOMS (Hrsg.), Bd. 6, S. 532; GOTTO *et al.* (bearb.), 1989, S. 702.

- (98) GOTTO *et al.* (bearb.), 1989, S. 116f.
- (99) Cf. BOOMS (Hrsg.), Bd. 4, S. 620. u. S. 634.
- (100) Cf. SONTHEIMER u. RÖHRING, 1978, S. 99f.; KREIKAMP (bearb.), Bd. 5/2, S. 637f.; Anm. 74. u. 75.
- (101) 制定日時も象徴的意味を持つ。例えば、五月一日にはビトラー政権時授与式があったとして、労働組合が反対した。  
Cf. BOOMS (Hrsg.), Bd. 4, S. 620.
- (102) Cf. BOOMS (Hrsg.), Bd. 5, S. LXXII u. S. 235, S. 689f. u. S. 696.
- (103) BOOMS (Hrsg.), Bd. 2, S. 126.
- (104) BOOMS (Hrsg.), Bd. 2, S. 127. Anm. 19. ドイツ・リート三番の邦訳は、村上・マルチユケ一九八八年、vii頁。なお、独語の三格 (über allem) と四格 (über alles) の違いが理解されず、この歌詞が排外的なナショナリズムを鼓舞する政治スローガンをたどっている「誤解」やれた (ESCHENBURG, 1987, S. 29ff.)。
- (105) BOOMS (Hrsg.), Bd. 2, S. 238. u. Anm. 21; GOTTO *et al.* (Hrsg.), 1986, S. 82. ドイツ・リートの一から三番をすべて採用すべしとのDPP案は、アーナウアーによって却下された (BOOMS (Hrsg.), Bd. 5, S. 70f.)。しかし、制定後も一番、二番とも国歌であるとする見解があり、特に仏政府はこの点を否定するよう独政府に求めたが、公式見解は出されなかった (Cf. BOOMS (Hrsg.), Bd. 5, S. LXX, Anm. 292. u. S. LXXI. Cf. GOTTO *et al.* (bearb.), 1989, S. 331.)。また、ホイストマーデナウマーとの間では一番、二番を含めて国歌ではあるが、実際に唱われるのは三番だけとする了解があった (ESCHENBURG, 1987, S. 33f.)。
- (106) MENSING (bearb.), 1989, S. 112; Cf. BOOMS (Hrsg.), Bd. 5, S. LXVIII.
- (107) BOOMS (Hrsg.), Bd. 4, S. 603, Anm. 30.

- (108) Cf. BOOMS (*hrsg.*) Bd. 4, S. 191. 尤も懸念も多し (Cf. GOTTO *et al* (*bearb.*), 1989, S. 312)°。
- (109) Cf. BOOMS (*hrsg.*) Bd. 5, S. 71.
- (110) WENGST, 1984, S. 280; Cf. BOOMS (*hrsg.*) Bd. 4, S. 603; Ann. 30; GOTTO *et al* (*bearb.*) 1989, S. 171; HENKELS, 1965, S. 117f.
- (111) 労働組合やDPはアーテナウアーに賛成し、シユーマツハーも最終的には渋々ながら賛成した (BOOMS (*hrsg.*) Bd. 4, S. 603, u. S. 619f.; Cf. GOTTO *et al* (*bearb.*), 1989, S. 106 u. S. 133)°。
- (112) Cf. GOTTO *et al* (*hrsg.*), 1986, S. 521.
- (113) BOOMS (*hrsg.*) Bd. 5, S. LXIX.
- (114) 世論調査によると、ホイスは五〇年代前半にはすでにかなりの人気を博し、アーテナウアーの人気は五三年あたりから高まり、五九年の大統領選出馬には賛否両論があった (Cf. NEUMANN u. NOELLE, 1961, S. 65, S. 85, S. 90, S. 95; NOELLE u. NEUMANN (*hrsg.*), 1957, S. 192)°。
- (115) 参照、拙稿一九九四年、二七五—二八〇頁。
- (116) 基本法の掲載順では、連邦議会、参議院、大統領、政府 (Cf. SONTHEIMER u. RÖHRING, 1978, S. 97)°。公式文書では、大統領、連邦議会議長、参議院議長、宰相の順序であり、与えられた権力の大小関係で並べれば、宰相、参議院議長、大統領、連邦議会議長となる (Cf. STRAUCH, 1969, S. 289)°。歳費の比較は (Cf. BOOMS (*hrsg.*) Bd. 1, S. 255f.)°。
- (117) ESCHENBURG, 1961, S. 91; 参照、シユタイン一九九三年、四七頁°。
- (118) Cf. NEUMANN u. NOELLE, 1961, S. 105, S. 109, S. 110, S. 113.
- (119) Cf. STRAUCH, 1969, S. 289ff.; ESCHENBURG, 1987, S. 230f.

- (120) ESCHENBURG, 1987, S. 232.
- (121) SONTHEIMER u. RÖHRING, 1986, S. 98.
- (122) Cf. SALZMANN (bearb.), 1981, S. XIII.
- (123) Cf. SCHULZ, 1989, S. 123f.
- (124) Cf. ESCHENBURG, 1987, S. 232f.
- (125) 参照、清水一九七七年、三〇七頁以下。
- (126) Cf. BEYME, 1987, S. 179; STRAUCH, 1969, S. 278.
- (127) Cf. STRAUCH, 1969, S. 265ff.
- (128) Cf. KREIKAMP (bearb.), Bd. 5/2, S. 630. 副宰相は、本来大臣が所管する官庁の格付けと関係するが、第一次アーデナウアー内閣では、閣僚人事のバランスを図るため、マーシャルプラン大臣に就任するFDP党首ブリュッヒャー (Franz BLÜCHER) に割り当てられた。
- (129) Cf. BOOMS (Hrsg.), Bd. 3, S. 31ff., Nr. 64-67, S. 187ff., Nr. 73, S. 205.
- (130) HENKELS, 1987, S. 10f.
- (131) CONRADT, 1986, p. 171.
- (132) STRAUCH, 1969, S. 296.
- (133) CRAIG, 1982, p. 171.
- (134) 後述のベルリンの場合もそうだが、日本とは市制が異なる点に注意がある。しかも、独の市制は種類が多く、地域差も激しい。ブレイメンやベルリンのように、議会が参事会及び参事会が選出した議長を任命し、この議長が市長を兼任する

参事会制 (Magistratverfassung) や、議会が市長を選出し、市長が議会議長を兼任する市長制 (Bürgermeisterverfassung) の場合には、立法と行政を議会が担当し、市長が議会に対し一定の異議申し立ての権限を持つか、単なる名誉職に過ぎない評議会制 (Ratsverfassung) に比べ、市長と議会との関係は密接となっている。参照、片木一九八八年、成田一九七四年、PFEITSCH, 1990、東京都議会議政局一九八一年。

- (135) CRAIG, 1982, p. 171.
- (136) CRAIG, 1982, p. 251.
- (137) 参照、ドイツ憲法判例研究会編一九九六年、三八八―三九二頁、ヴァイツェッカー一九九三年、一七一頁以下。
- (138) 参照、ヴァイン一九九三年、七一―七六頁；HENKELS, 1981, S. 387f.
- (139) Cf. CRAIG, 1982, p. 172; SONTHEIMER, 1986, S. 246.
- (140) 九回の大統領選のうち、勝者の三分の二以上を獲得した「惜敗候補者」は五名いるが、ヴァイツェッカーは重複するの  
で、四名 (シューマッハー、シュミット、シュレーダー、レンガー) となる。
- (141) Cf. HENKELS, 1981, S. 11.
- (142) Cf. CONRADT, 1986, p. 170; WENGST, 1984, S. 283.
- (143) 独統一後のヘルリン新首都選択で、ヴァイツェッカーが果たした役割は知られている。ヴァイツェッカー一九九三年、  
訳者あとがき、参照。
- (144) BEYME, 1987, S. 180.
- (145) CONRADT, 1986, p. 170.
- (146) WENGST, 1984, S. 72.



- (147) 参照、清水一九七七年、三三三頁以下。
- (148) ELLWEIN, 1983, S. 327.
- (149) ヴァイツゼッカー一九九三年、一七二頁以下。
- (150) Cf. STRAUCH, 1969, S. 275f.
- (151) SONTHEIMER u. RÖHRING, 1978, S. 98; SONTHEIMER, 1986, S. 246. なお、佐藤一九五三年、六〇六頁以下、参照。
- (152) 佐藤一九七二年、四〇頁註(一)。
- 引用・参考文献一覧(著者名のアルファベット順)
- ・阿部照哉「独逸における大統領の地位」『比較法研究』一一号(一九五五年)
  - ・阿部照哉「ワイマール憲法下の統治機構」『京都大学法学会法学論叢』第七〇巻第六号(一九六二年)
  - ・阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』(有信堂、一九九一年)
  - ・泉幸雄「国家元首の現代の法的性質」『大妻女子大学文学部紀要』第九号(一九七七年)
  - ・泉幸雄「共和制国家における国家元首の法的性質1-3」『大妻女子大学文学部紀要』一一号、一二号、一三号(一九七九年、一九八〇年、一九八一年)。
  - ・青山武憲「所謂「象徴」少考」『亜細亜大学法学研究所亜細亜法学』第二〇巻第一・二合併号(一九八六年)
  - ・V. R. BERGHAIN, *Modern Germany* (Cambridge U.P., 1987, 2nd. ed.)
  - ・Walther L. BERNECKER und Volker DOTTERWEICH (Hrsg.), *Persönlichkeit und Politik in der Bundesrepublik Deutschland*, 2Bde. (Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1982)

- Klaus von BEYME, *Das politische System der Bundesrepublik Deutschland* (München: R. Piper, 1987, 5. überarb. Neuaufl.)
- Hans BOOMS (Hrsg.), *Die Kabinettsprotokolle der Bundesregierung*, Bd. 1: 1949, Bd. 2: 1950, Bd. 3: 1950, *Wortprotokolle*, Bd. 4: 1951, Bd. 5: 1952, Bd. 6: 1953 (Boppard am Rhein: Harald Boldt Verlag, 1982, 1984, 1986, 1988, 1989, 1989)
- Gordon A. CRAIG, *The Germans* (New York: Penguin Books, 1982)
- David P. CONRADT, *The German Polity* (Longman, 1986, 3rd. ed.)
- Charles DEBBASCH et Jean-Marie PONTIER, *Les Constitutions de la France* (Daloz, 1983)
- M・テュヴェルジエ『フランス憲法中』時本義昭訳(みすず書房、一九九五年)
- ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例』(信山社、一九九六年)
- Lewis J. EDINGER, *Kurt Schumacher* (Köln/Opladen: Westdeutscher Verlag, 1967)
- Thomas ELLWEIN, *Das Regierungssystem der Bundesrepublik Deutschland*, (Opladen: Westdeutscher Verlag, 1983, 5. Neubearb. Aufl.)
- Bernt ENGELMANN, *Wie wir wurden, was wir sind* (München: C. Bertelsmann Verlag, 1980)
- 榎原猛「君主の概念」「元首の概念」「ソトリスト増刊 憲法の争点(新版)」(一九八五年)
- Theodor ESCHENBURG, *Institutionelle Sorgen in der Bundesrepublik* (Stuttgart: Curt E. Schwab, 1961)
- Theodor ESCHENBURG, *Spielregeln der Politik* (Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1987)
- 深瀬均「フランス第五共和制憲法の成立とその基本構造」「ソトリスト」一九四号(一九六〇年一月一五号)
- Hans Karl GEEB et al., *Deutsche Orden und Ehrenzeichen* (Köln/Berlin/Bonn/München: Carl Heymanns Verlag, 1985, 4., Neubearb. u. erg. Aufl.)

- Klaus GOTTO et al. (hrsg.), Adenauer: "Es mußte alles neu gemacht werden." Die Protokolle des CDU-Bundesvorstandes 1950-1953 (Stuttgart: Ernst Klett Verlag, 1986, 2. Aufl.)
- Klaus GOTTO et al. (bearb.), *Im Zentrum der Macht, Das Tagebuch von Staatssekretär Lenz 1951-1953* (Düsseldorf: Droste, 1989)
- アルフレート・グロセール『ドイツ総決算』山本尤他訳 (社会思想社、一九八三年)
- 早川武夫「アメリカ大統領」『比較法研究』第二一号 (一九五五年)
- Walter HENKELS, ... *gar nicht so pingelig, m.D.u.H.* (Düsseldorf und Wien: ECON Verlag, 1965)
- Walter HENKELS, *Bonner Köpfe in Wort und Bild* (Düsseldorf und Wien: Econ Verlag GmbH, 1981)
- Walter HENKELS, *Der rote Teppich* (Düsseldorf/Wien/New York: Econ Verlag GmbH, 1987)
- 拙稿「アーテナウアー時代の西独政界 (二)」『東京都立大学法学会雑誌』第三四巻第二号 (一九九三年二月)
- 拙稿「アーテナウアー時代の西独政界 (四・完)」『東京都立大学法学会雑誌』第三五巻第二号 (一九九四年二月)
- 今井威「イギリス議院内閣制における女王の地位と役割りについて」小森義峯先生還暦記念論文集『日本憲法の今日的課題』(嵯峨野書院、一九八三年)
- International Constitutional Law, <http://www.uni-wuerzburg.de/law/home.html>
- 石田信一「旧ユーゴスラヴィア諸国の大統領と政府」日本国際問題研究所『東欧諸国の大統領と政府』(一九九六年)
- 片木淳「地方分権の国 ドイツ」(きょうせい、一九八八年)
- 片岡寛光「内閣の機能と補佐機構」(成文堂、一九八二年)
- 川添利幸「認証」『ジュリスト増刊 憲法の争点(新版)』(一九八五年)

- Kingwood College Library, Constitutions of the World, <http://www.nhmc.edu/cr.ms/groups/1re/ke/constitutions-subject.html>
- Hans-Dieter KREIKAMP (bearb.), *Akten zur Vorgeschichte der Bundesrepublik Deutschland 1945–1949*, Bd. 1, 1/2: 9, 1945–12, 1946, Bd. 2: 1–6, 1947, Bd. 3, 1/2: 6–12, 1947, Bd. 4, 1/2: 1–12, 1948, Bd. 5, 1/2: 1–9, 1949 (München: R. Oldenbourg Verlag, 1989, Sonderausg.)
- 近藤敦「ヨーロッパにおける議院内閣制の展開」『九大法学』第六〇号（一九九〇年）
- 京都大学憲法研究会編『新訂増補 世界各国の憲法典』（有信堂、一九六五年）
- K・レーヴェンシュタイン「君主制」秋元律郎・佐藤慶幸訳（みすず書房、一九五七年）
- 正木通「立憲君主制」『九州国際大学論集 法経研究』第三卷第一号（一九九一年二月）
- Hans Peter MENSING (bearb.), *Herrs-Adenauer Unserem Vaterlande zugute* (Berlin: Wolf Jobst Siedler Verlag GmbH, 1989)
- 宮沢俊義編『世界憲法集 第四版』（岩波文庫、一九八九年）
- 村上淳「ハンス・ベーター・マルチュケ『西ドイツ法入門』（有斐閣、一九八八年）
- Hermann MOSLER, *Die Verfassung des Deutschen Reiches* (Stuttgart: Philipp Reclam Jun, 1977)
- 中原精一「アフリカ英連邦諸国憲法の特性」『法律時報臨時増刊憲法三〇年の理論と展望』（一九七七年五月）
- 成田頼明『西ドイツの地方制度改革』（地方自治新書、一九七四年）
- Erich Peter NEUMANN und Elisabeth NOELLE, *Umfragen über Adenauer* (Allensbach und Bonn: Verlag für Demoskopie, 1961)
- Ulrike NIKEL (Hrsg.), *Politiker der Bundesrepublik Deutschland* (Düsseldorf: ECON Taschenbuch Verlag GmbH, 1985)
- 西修「君主制の類型（一）（二）」『駒澤大学法学部研究紀要』第五四号、『駒澤大学法学部政治学論集』第四三号（一九九

- 六年)
- 丹羽巖『アメリカ大統領制の創造と展開』（成文堂、一九九三年）
  - 野田良之『フランス第五共和制憲法に関する研究資料』『国家学会雑誌』第七三巻第七号（一九六〇年）
  - Elisabeth NOELLE und Erich Peter NEUMANN (Hrsg.), *Die Öffentliche Meinung* (Allensbach am Bodensee: Verlag für Demoskopie, 1957)
  - 野村敬造『フランス憲法・行政法概論』（有信堂、一九六二年）
  - Amos J. PEASLEE, *Constitutions of the Nations* vol. 3 (Dordrecht, 1985, Rev. 3rd. ed.)
  - Frank R. Pietsch, *Ursprünge der Zweiten Republik* (Opladen: Westdeutscher Verlag GmbH, 1990)
  - Helmut REUTHER (Hrsg.), *Politiker der ersten Stunde* (Akademie Kontakte der Kontinente, 1970)
  - Rainer SALZMANN (bearb.), *Die CDU/CSU im Parlamentarischen Rat* (Stuttgart: Klett-Cotta, 1981)
  - 佐藤功『象徴における消極性と積極性』『国家学会雑誌』第六六巻第一一・一二号（一九五三年）
  - 佐藤功『ヨーロッパ君主制印象記（二）』『ジュリスト』二〇九号（一九六〇年九月一日）
  - 佐藤功『君主制と共和制 君主制的なものと共和制的なもの』田中二郎編『日本国憲法体系 第二巻 統治の原理』（有斐閣、一九七二年）
  - 佐藤功『比較政治制度』（東京大学出版会、一九七六年）
  - 佐藤功『スウェーデンの象徴君主制』『上智法学論集』二四巻二号（一九八一年）
  - Klaus-Peter SCHULZ, *Adenauers Gegenspieler* (Herder Freiburg/Basel/Wien: Herder Taschenbuch Verlag, 1989)
  - 下條芳明『君主制と民主主義』『早稲田政治公法研究』第二五号（一九八八年）

- 下條芳明「スウェーデン憲法における象徴的国家元首制」小森義峯教授古稀記念論集刊行委員会『現代における憲法問題の諸相』（国書刊行会、一九九四年）
- 清水望『西ドイツの国家機構』（成文堂、一九七七年、第二刷）
- 初宿正典「フーゴ・プロイスのヴァイマル憲法草案」『愛知教育大学社会科学会社会科学論集』第二八号（一九八八年）
- Kurt SONTHEIMER, *Grundzüge des politischen Systems der Bundesrepublik Deutschland*, (München: R. Piper, 1986, überarb. Neuausg.)
- Kurt SONTHEIMER und Hans HRÖHRING (Hrsg.), *Handbuch des politischen Systems der Bundesrepublik Deutschland* (München und Zurich: R.Piper, 1978, 2. Aufl.)
- シュタイン『ドイツ憲法』浦田賢治（代表）訳（早稲田大学比較法研究所、一九九三年）
- Rudolf STRAUCH, *Bonn macht's möglich* (Dusseldorf und Wien: Econ Verlag, 1969)
- 高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集』（信山社、一九九四年）
- 高橋正俊「天皇の地位について」新正幸・鈴木法日児編『憲法制定の変動の法理』（木鐸社、一九九一年）
- 東京都議会事務局『西ドイツの地方自治制度』（東京都議会事務局調査部調査課、一九七六年）
- 豊田悦夫「ドイツ議院内閣制の歴史的考察」『日本公法学会公法研究』第一八号（一九五八年）
- マルティン・ヴァイン『ヴァイツェッカー家』鈴木直他訳（平凡社、一九九三年）
- ヴァイツェッカー『歴史の終りか幕あけか』永井清彦訳（岩波書店、一九九三年）
- Udo WENGST, *Staatsaufbau und Regierungspraxis 1948-1953* (Dusseldorf: Droste Verlag, 1984)
- Udo WENGST (bearb.), *Aufbau zur Ära Adenauer* (Dusseldorf: Droste Verlag GmbH, 1985)

- ・矢島基美「国家元首の『仲裁』的機能について」、『現代憲法の理論と現実』(青林書院、一九九三年)
- ・山田晟『ドイツ近代憲法史』(東京大学出版会、一九七九年)
- ・山本瑛「『元首』の地位及び権限の史的考察」、『名城法学論集』第一集(一九七三年)
- ・山崎博久「半大統領制とは何か」片岡寛光『現代行政国家と政策過程』(早稲田大学出版部、一九九四年)
- ・柳瀬良幹「元首」田中二郎編『日本国憲法体系 第四卷 統治の機構I』(有斐閣、一九七三年)
- ・吉川智「スペイン国王の憲法上の地位と権能」小森義峯先生還暦記念論文集『日本憲法の今日的課題』(嵯峨野書院、一九八三年)
- ・吉川智「国教制度の意義と機能」小森義峯教授古稀記念論集刊行委員会『現代における憲法問題の諸相』(国書刊行会、一九九四年)
- ・財団法人日本国際問題研究所『東欧諸国の大統領と政府』(財団法人日本国際問題研究所、一九九六年)